

介護保険で  
活発化する在宅ケア

自分の家で療養を行う人に対していろいろな手を尽くすことを在宅ケアといいます。

介護保険が実施され、それにより利用できるサービスを施設や業者が整ってきました。



◎介護保険で

利用できるサービス

○在宅サービス

①居宅介護支援

(ケアマネジメントサービス)

②居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行う。

③訪問介護

(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活の家事や介護を行う。



④訪問入浴

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行う。

⑤訪問看護

かかりつけ医の指示のもとで、看護婦等が家庭を訪問し療養上の世話を行う。

⑥訪問リハビリテーション

家庭に理学療法士等が訪問し、機能回復訓練を行う。

⑦通所リハビリテーション

(デイケア)

施設において理学療法士等による機能回復訓練を行う。

⑧通所介護(デイサービス)

日帰り介護施設等で入浴・食事・機能訓練等のサービスを行う。

⑨短期入所サービス

(ショートステイ)

介護を必要とする人を介護施設等で、医学的管理が必要な人を医療施設等で短期間預かる。

⑩痴呆対応型協同生活介護

(グループホーム)

痴呆で介護を必要とする人達が十人前後で協同生活を営む住居において介護を行う。

⑪有料老人ホーム等での介護

有料老人ホーム等において介護サービスを提供する。



⑫住宅改修費の支給

福祉用具の貸代及び購入費支給

○施設サービス

①介護老人福祉施設

(特例養護老人ホーム)

常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりや痴呆の方に介護を行う。

②介護老人施設

(老人保険施設)

病状が安定した状態にありリハビリや介護が必要な方に、機能訓練や日常生活への支援をする。

③介護療養型医療施設

(老人病院など)

長期にわたって療養が必要な方に、医学的管理のもとで介護などの世話や機能訓練、医療を行う。

当院で行っている  
在宅ケアの例

①軽症者  
月二回医師による往診  
デイケア、デイサービスを週二〜四回利用

②重症者(寝たきり)  
月二回医師による往診  
訪問看護週二回

(訪問リハビリを含む)  
訪問介護週二回  
訪問入浴週一回  
ショートステイ二ヶ月に二〜四回

③ひとり暮らしの老人  
医師の往診月二回  
ホームヘルパー毎日  
訪問看護週一回  
訪問入浴週一回

この様に介護保険によるサービスを利用することによって介護する家族の方々の負担を軽くし、患者さんにとっては快適な環境をつくり出すことができますようにになりました。

院長

みなさんの質問や投稿をお待ちしております。

☆受け付けからのお願い  
月初めには必ず保険証を  
受け付けにお出し下さい。  
診察券は毎回お持ち下さい。

E・メールを送って下さい。  
norikazu@tecnet.or.jp

11月・12月の休診日

(日曜・祭日  
水曜・土曜・第一火曜午後)

12月30日(月)～  
1月3日(金)  
年末年始  
休診

